

海上保安庁の保有する電磁的記録に記録されている個人情報の開示方法について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第24条に基づき、海上保安庁の保有する電磁的記録に記録されている個人情報の開示の実施の方法を、次のとおり定める。

1 次の表に掲げる電磁的記録に記録されている個人情報の開示の実施の方法は、電磁的記録の種類に応じて、同表に定める方法とする。

電磁的記録の種類	開示の方法
録音テープ（2項に規定する場合におけるものを除く。）又は録音ディスク	イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取 ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C五五六八に適合するものに限る。）に複写したものの交付
ビデオテープ又はビデオディスク	イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴 ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C五五八一に適合するものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
電磁的記録（他の欄に掲げるものを除く。）	次に掲げる方法であって、海上保安庁が保有するプログラム（注）により行うことができるもの イ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧 ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴 ハ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付 ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 ホ 当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 ヘ オンラインにより開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（オンラインによる申請があった場合に限る。）
電磁的記録（第3欄ニ又	次に掲げる方法であって、行政機関がその保有する

<p>はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)</p>	<p>処理装置及びプログラム（注）により行うことができるもの</p> <p>イ 第3欄イからハまでに掲げる方法</p> <p>ロ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X六一〇三、X六一〇四又はX六一〇五に適合するものに限る。）に複写したものの交付</p> <p>ハ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X六一二三、X六一三二若しくはX六一三五又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）一四八三三、一五八九五若しくは一五三〇七に適合するものに限る。）に複写したものの交付</p> <p>ニ 当該電磁的記録を幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X六一四一若しくはX六一四二又は国際規格一五七五七に適合するものに限る。）に複写したものの交付</p> <p>ホ 当該電磁的記録を幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X六一二七、X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものに限る。）に複写したものの交付</p>
<p>映画フィルム</p>	<p>イ 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴</p> <p>ロ 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付</p>

注 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。

2 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする

- イ 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- ロ 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

附 則

（施行期日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。